

## 「有料道路運営の民間への開放」(コンセッション方式の導入)

有料道路運営について、諸外国で例の見られるコンセッション方式での民間運営の可能性を開くべきである。

その際、高速道路会社、地方道路公社、道路管理者以外の民間事業者にも運営を認めるだけでなく、以下の点についても対応が必要である。

- ・ 道路特措法上、料金の額は費用を償うよう設定するものとされ、利潤が認められていないこと
- ・ 道路特措法上、徴収期間が限定され、それ以降は、原則として料金徴収の継続が認められないこと

これらの問題が解決されなければ、民間事業者に運営を認めても、実際上は参入できないことになりかねない。

併せて、償還主義そのものについても、見直しを検討すべきである。